

大阪市西淀川区役所
広告入りTVモニター設置事業者
公募要項

令和7年1月
大阪市西淀川区役所

1 目的

民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、区民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的とし、大阪市西淀川区役所 1 階及び 2 階の所定の場所において本市が提示する諸条件の下、広告入り TV モニター設置事業者（以下「設置事業者」という）を公募します。参加される方は、この公募要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

2 公募広告媒体

使用許可場所 所在地（住居表示）	設置 フロア	設置する広告媒体	台数	最低 使用料 （月額 税抜き）	位置
大阪市西淀川区役所 大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号	1 階	広告入り TV モニター (37～45 インチ以内)	3 台	非公表	別図 参照
	2 階	広告入り TV モニター (37～45 インチ以内)	1 台		

※1階に設置する3台のうち1台は天井吊り式とし、残りの2台及び2階はスタンド式とする

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人及び個人とします。

- (1) 広告代理業又はそれに準じる広告掲載に関する 3 年以上の業務実績があること。
- (2) 令和 4・5・6 年度本市入札参加有資格者名簿（業務委託）に業務種「04：映画等制作・広告・催事、印刷 — 02：広告代行」に登録されていること。
- (3) 国税及び大阪市税の未納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (6) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- (8) 本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し若しくは使用許可を取り消され、又は虚偽の申告を行ってから 2 年を経過しない者でないこと。
- (9) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (10) 別紙「広告媒体仕様書」を遵守すること。

4 公募条件等

(1) 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、広告入り TV モニターの設置場所について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。

令和8年4月1日以降、更新を希望する場合は、当区が設定した公募条件を変更しないことを前提として年度ごとに使用許可期間満了30日前までに更新申請を書面で行うことにより、当初許可の日から5年を超えない範囲（最終年度は令和12年3月31日まで。）で使用許可を受けることができます。（当区の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

更新を希望しない場合は、許可期間終了の3か月前までに書面にて意思表示をしてください。

(3) 使用料等

本市が定める最低使用料（月額税抜き、非公表）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、使用料は使用許可日からの負担とします。応募価格は、月額使用料（税抜き）を記入してください。また、月額使用料には、行政財産の使用料（場所代）に広告料を加えた価格を記入してください（電気料相当額については、別途徴収しますので含まないでください）。

なお、使用料の納付は、使用許可期間分の使用料を本市が指定する期限までに一括して前納するものとします。

(4) 使用料等以外の必要経費の負担

設置事業者は使用料等以外に次の経費を負担するものとします。

- ① TVモニターの調達、設置、撤去及び保守運営にかかる一切の費用
- ② 放映にかかる電気使用料相当額

(5) 遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙「広告媒体仕様書」を遵守すること。
- ② 広告放映にあたっては、関係法令及び「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市西淀川区役所行政財産広告掲出要領」を遵守し、放映開始の14日前までに区役所の承認を得ること。なお、放映内容に変更がある場合は、変更希望日の14日前までに当区役所の承認を得ること。
- ③ TVモニターの設置にあたっては、既設事業者の撤去期間等を考慮し、設置予定事業者決定の日から令和7年5月30日までに実施すること。なお、据付面等を十分に確認し、来庁者などの安全に配慮して設置すること。なお、使用許可日以降の未設置期間の使用料は返還しない。
- ④ TVモニターのトラブルや広告内容についての問い合わせなどの対応は、設置事業者において迅速に対応すること。

5 応募申込手続等

(1) 公募要項掲載期間

令和7年1月24日（金）～令和7年2月19日（水）

(2) 申込受付期間

令和7年2月6日（木）～令和7年2月19日（水）

午前9時から午後0時15分、午後1時～午後5時30分

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(3) 申込受付場所

大阪市西淀川区役所 政策共創課

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号（西淀川区役所5階）

電話 06-6478-9683

なお、事前に電話連絡のうえご提出ください。送付、電話、FAX、メールによる受付は行いません。

7 申込必要書類・部数

① 法人の場合

名称	様式	部数	備考
応募申込書	様式1	1部	
誓約書	様式2	1部	
登記事項証明書又は登記簿謄本	各種証明書	1部	発行日から3か月以内の原本 登記事項証明書の場合、現在事項 証明書または履歴事項証明書のど ちらか一方
印鑑証明書		1部	発行日から3か月以内の原本
納税証明書		1部	国税の未納の税額がないことの証 明書の写し（納税証明書その3） 及び市税（法人等の市民税、固定 資産税・都市計画税（土地・家 屋））の納税証明書の写し（平成30 年度分）
会社概要・企画内容等	様式自由	1部	本要項「3-(1)」にかかる設置実 績について記載したもの。（会社パ ンフレットなど事業内容が判断で きるもの及び行政情報・広告掲載 など機器設置にあたっての考え 方、広告の規格、同種事例等の事 業実績・広告料金など仕様書の内 容を満たすと判断できるものな ど）
TVモニターの仕様書	様式自由	1部	

②個人の場合

名称	様式	部数	備考
応募申込書	様式1	1部	
誓約書	様式2	1部	
印鑑証明書	各種証明書	1部	発行日から3か月以内の原本
住民票の写し		1部	発行日から3か月以内の原本
納税証明書		1部	国税の未納の税額がないことの証明書の写し（納税証明書その3）及び市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書の写し（令和5年度分）
企画内容等		1部	本要項「3-(1)」にかかる設置実績について記載したもの。（行政情報・広告掲載など機器設置にあたっての考え方、広告の規格、同種事例等の事業実績・広告料金など仕様書の内容を満たすと判断できるものなど）
TVモニターの仕様書	様式自由	1部	

8 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和7年1月24日（金）～令和7年1月31日（金）

(2) 提出方法

質疑書（様式3）により、上記受付期間内に持参、送付または電子メールにて提出してください。持参の際の受付時間は平日の午前9時から午後0時15分、午後1時～午後5時30分とし、送付の場合は1月31日午後5時必着とします。

（提出先電子メールアドレス tk0011@city.osaka.lg.jp）

(3) 回答方法等

期限内に提出された質疑書に対する回答については、令和7年2月5日（水）（予定）に、大阪市西淀川区役所のホームページで公表します。ただし、質問がない場合は掲載しません。

8 価格提案書の提出及び審査

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出の日時 令和7年2月26日（水） 午前10時15分～午前10時30分

価格提案審査 令和7年2月26日（水） 午前10時30分～

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

大阪市西淀川区役所4階401・402会議室

(3) 提出書類等（当日ご提出いただくもの）

名称	様式	部数	備考
価格提案書	様式 4	1 部	
委任状	様式 5	1 部	（代理人により応募しようとする場合）所定の用紙に必要事項を記入

(4) 価格提案書の投函方法

応募資格者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上（写しは不可）、封筒等には入れずに入札箱に投函してください。投函は代理人に行わせることができますが、その際には、代理人の氏名等を記載した委任状を価格提案書と一緒に入札箱へ投函してください。

(5) 応募価格の表示

応募価格は、月額使用料（税抜き）を表示してください。なお、月額使用料は前記 4 (3) 及び(4)のとおりとします。

ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって使用料とします。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。
- ② 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案書審査の当日欠席したもの又は価格提案書提出時限に遅れた者は棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ① 最低使用料を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 前記 7 (1) の指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの。
- ⑥ 同一価格提案審査について応募資格者又はその代理人が 2 以上の価格提案をしたときは、その全部。
- ⑦ 同一価格提案審査について応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方。
- ⑧ 同一価格提案審査について他の応募資格者の代理人を兼ね又は 2 以上の代理人として価格提案したときはその全部。

- ⑨ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 金額の前枠に、「¥」、「金」、又は押印による「留印」の記載のないもの。
- ⑫ 価格提案審査に関し不正な行為を行ったもの。
- ⑬ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者としてします。

なお、価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置事業者の決定

- ① 最高となるべき同額の価格提案書の投函をした者が2以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置事業者を決定したときは、その者の事業者名及び応募価格を、設置事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表します。

審査決定後の問い合わせに対しては、設置事業者名及び決定価格を回答するとともに、ホームページに決定金額及び設置事業者名を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

9 使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、令和7年3月7日(金)までに大阪市西淀川区役所広告掲出許可申請書等を提出してください。

行政財産の使用許可は応募申込書に記載された名義で行います。

名称	様式	部数	備考
大阪市西淀川区役所広告掲出許可申請書	様式6	1部	
設置場所の位置図	別図	1部	
使用計画図	自由	1部	
印鑑証明書		1部	発行後3か月以内の原本
定款	自由	1部	事業者が法人の場合
現在事項全部証明書		1部	事業者が法人の場合

10 設置事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置事業者が、本件使用許可の相手方として当区が不適当と認めた場合。

11 その他

- (1) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者の負担となります。
- (2) 提出書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募申込者に無断で使用しないものとします。
- (3) TVモニター等の撤去に際しては、当区役所庁舎の原状回復をしてください。
- (4) 放映時間については、窓口受付時間の関係上、変更することがあります。
- (5) 許可期間内であっても、当区役所の利用上の理由により、やむを得ず、本広告掲載事業の一部又は全部を中止することがあります。

なお、納付済みの使用料については返還しません。ただし、特段の事情があると区長が認める場合を除きます。

- (6) 設置場所については、協議の上、変更することがあります。
- (7) 本市は、動画広告の放映期間中に事業者の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、放映を中止することができるものとします。その場合、事業者はモニター装置を撤去するなど区役所庁舎の原状回復をしていただくこととなります。

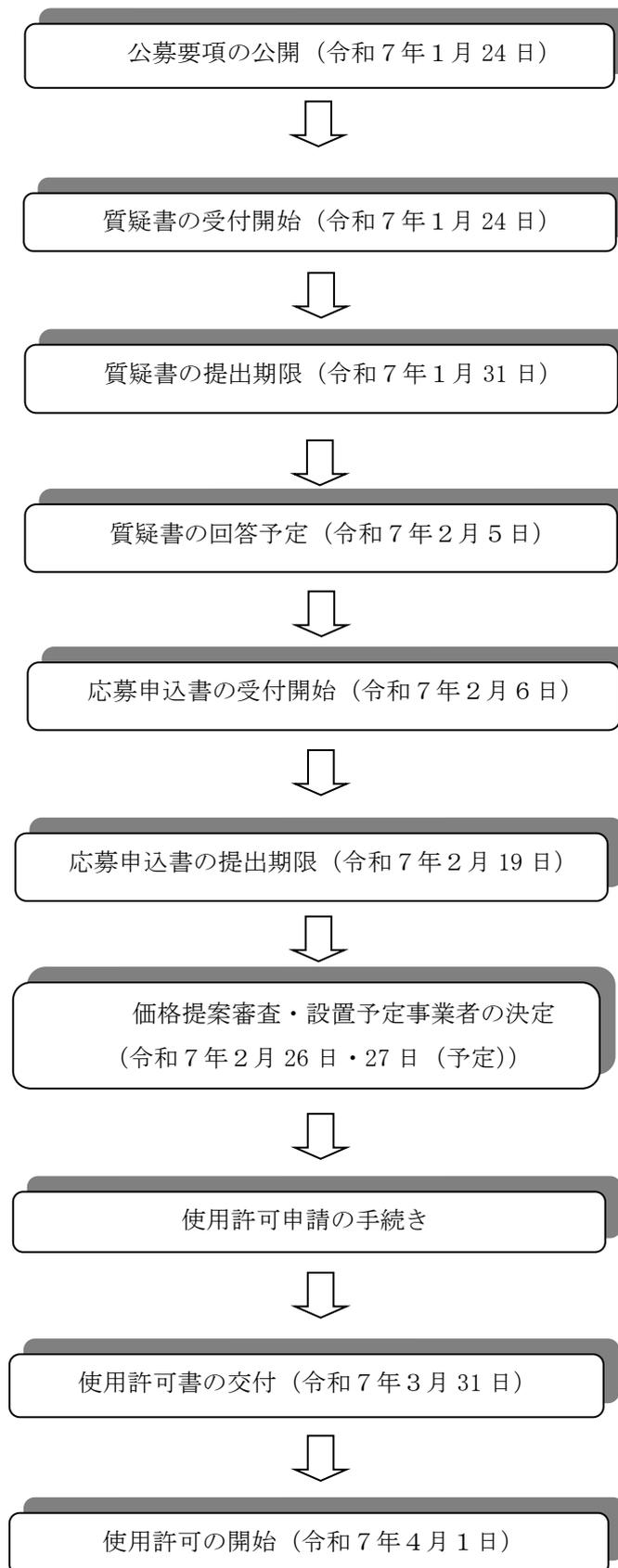
12 本要項に記載する書類の提出先及び担当窓口

担当：大阪市西淀川区役所 政策共創課 富坂・燈田

住所：〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号（西淀川区役所5階）

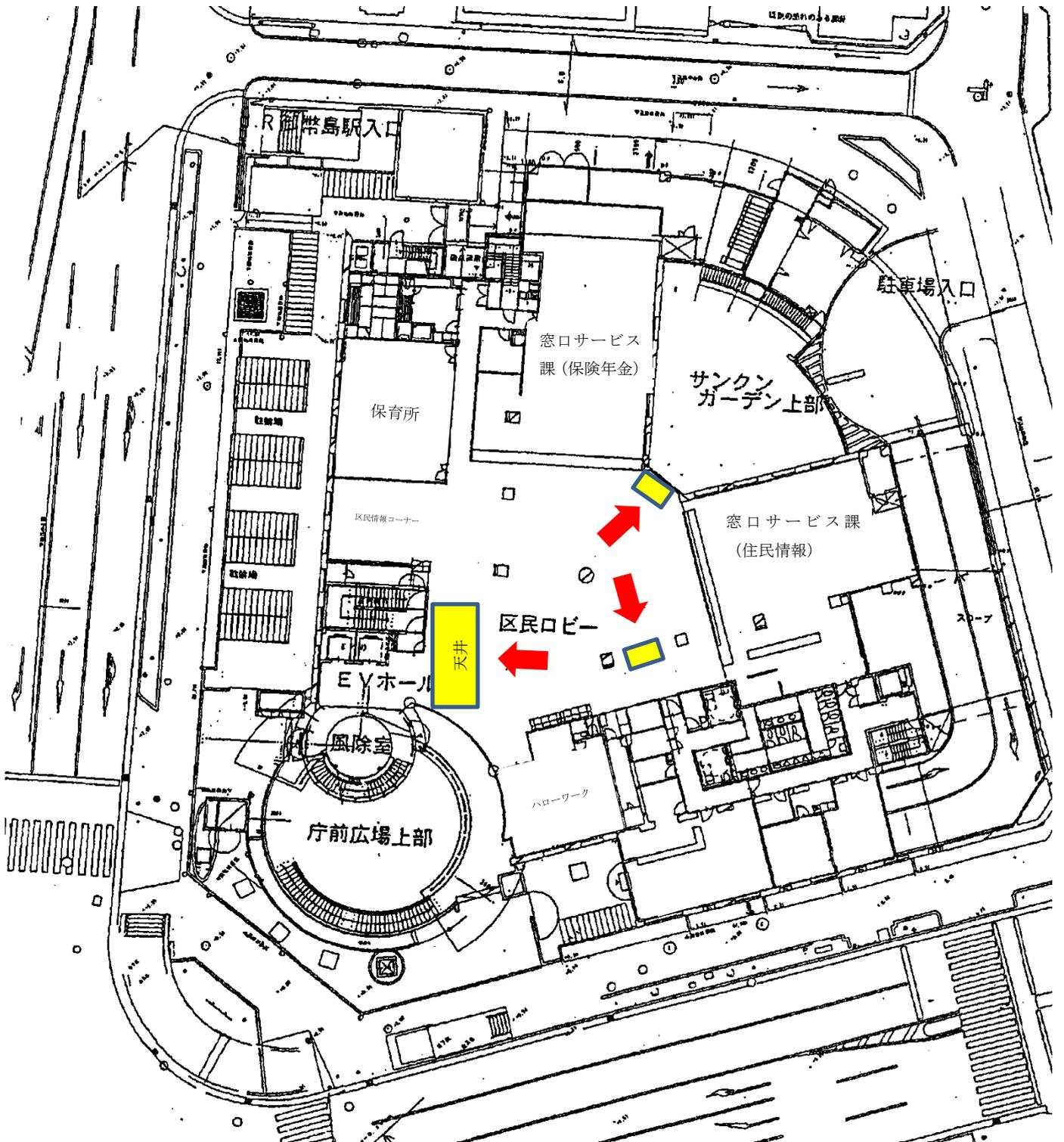
電話：06-6478-9683 E-mail:tk0011@city.osaka.lg.jp

設置までのスケジュール



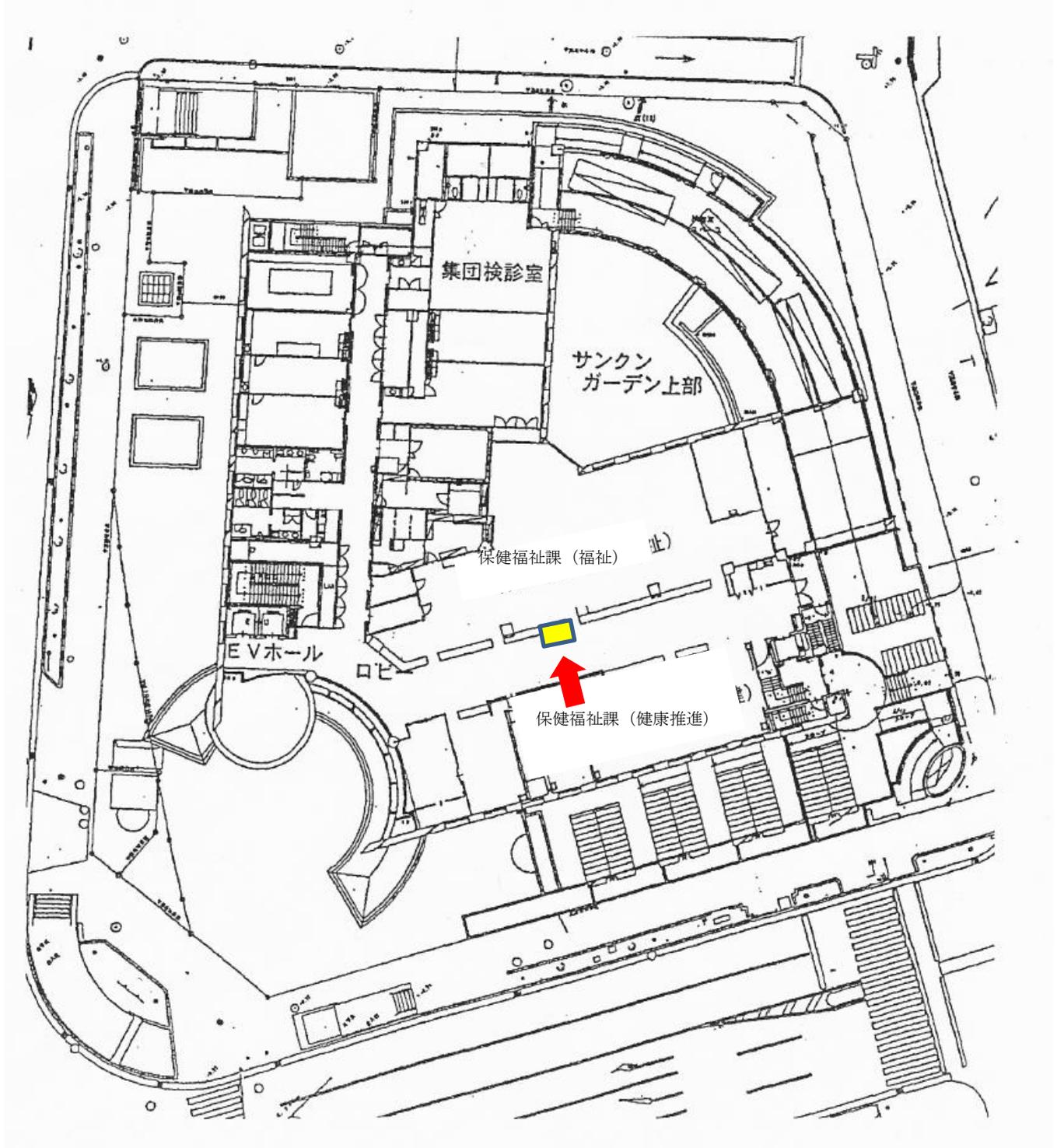
【別図】

設置予定場所（1階） スタンド式2台・天井吊り式1台



※ 設置場所・設置方法については、機器の仕様等により、別途協議の上、決定します。

設置予定場所（2階）スタンド式1台



※ 設置場所・設置方法については、機器の仕様等により、別途協議の上、決定します。